

平成26年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成26年12月11日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第28 議案第2号 遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準
（付託案件） を定める条例の制定について
（民生常任委員会審査報告、平成26年第6回定例会付託）
- 日程第29 議案第3号 遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指
（付託案件） 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例の制定について
（民生常任委員会審査報告、平成26年第6回定例会付託）
- 日程第30 議案第4号 遠軽町学校給食運営委員会条例の制定について
（付託案件） （総務・文教常任委員会審査報告、平成26年第6回定例
会付託）
- 日程第31 議案第8号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部
（付託案件） 改正について
（総務・文教常任委員会審査報告、平成26年第6回定例
会付託）
- 日程第32 意見案第1号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅
増員と処遇改善を求める意見書
-

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	6番	山田和夫君
	7番	黒坂貴行君	9番	岩澤武征君
	10番	阿部君枝君	11番	山谷敬二君
	12番	松田良一君	13番	竹中裕志君

《平成26年12月11日》

14番 秋元直樹君
16番 一宮龍彦君

15番 高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	新国純一君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
総務部参与	岡村宏君	民生部長	村本秀敏君
経済部長	大河原忠宏君	経済部技監	中川原英明君
総務課長	舟木淳次君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	鈴木光男君	保健福祉課長	松橋行雄君
会計管理者	小野寺健君	丸瀬布総合支所長	小谷英充君
白滝総合支所長	荒井正教君	教育長	河原英男君
教育部長	寒河江陽一君	教育部総務課長	大貫雅英君
教育部総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
農業委員会事務局長	安江陽一郎君	選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田守君	事務局主幹	河本伸二君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は17人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、稲場議員、山谷議員を指名いたします。
-

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りいたします。
お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
-

◎日程第28 議案第2号及び日程第29 議案第3号

- 議長（前田篤秀君） 日程第28 議案第2号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定について、日程第29 議案第3号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、以上2件は関連がありますので一括して議題といたします。

本定例会において付託いたしました民生常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

阿部民生常任委員長。

- 10番（阿部君枝君） ー登壇ー

民生常任委員会付託案件に係る委員長報告をいたします。

平成26年第6回遠軽町議会定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました、議案第2号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い必要な事項を定めるものです。

本委員会としては、委員会審査を平成26年12月10日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第3号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い必要な事項を定めるものです。

本委員会としては、委員会審査を平成26年12月10日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上、民生常任委員会に付託されました議案2件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第2号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号遠軽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第4号及び日程第31 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 議案第4号遠軽町学校給食運営委員会条例の制定について、日程第31 議案第8号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので一括して議題といたします。

今定例会において付託いたしました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○1番（今村則康君） ー登壇ー

総務・文教常任委員会付託案件に係る委員長報告をいたします。

平成26年第6回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました、議案第4号遠軽町学校給食運営委員会条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、学校給食費の公会計化に伴い、学校給食の適正かつ円滑な運営を行うために必要な調査審議を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものです。

本委員会としては、委員会審査を平成26年12月10日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第8号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例の一部改正につきましては、学校給食費の公会計化に伴い必要な事項を定めるものです。

本委員会としては、委員会審査を平成26年12月10日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、総務・文教常任委員会に付託されました議案2件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第4号遠軽町学校給食運営委員会条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第8号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についての委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町学校給食運営委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第32 意見案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第32 意見案第1号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩上議員。

○2番(岩上孝義君) ー登壇ー

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

平成26年6月に成立した「医療介護総合法」は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかなりません。医療費抑制のための病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助でというものであります。ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものと考えます。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し、「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」と変容させることが盛り込まれております。これらは、限られた介護保険財政と人材の中で、さらに自治体財政を圧迫することになります。

また、安全・安心な医療・介護を提供する上でも処遇改善が急務であります。

よって、国においては、下記事項の改善を行うよう要望するものであります。

一つ、国の公的責任を自治体・住民に転嫁した医療介護総合法について、自治体・住民

に負担をかけない対策を国の責任として講じること。

二つ、安全・安心な医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員を大幅に増やすこと。

三つ、国民（患者・利用者）の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬・介護報酬に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月11日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先としまして、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

速やかに意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成26年第6回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 長 前田 篤秀

署名議員 箱場 仁子

署名議員 山谷 敬二